

## 人事異動期の組合員資格取得、被扶養者認定等事務手続の注意事項等について

令和7年12月2日より、健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）を基本とした制度に完全に移行しました。それに伴い、例年の人事異動期の組合員資格取得および被扶養者認定事務手続にいくつか変更点がありますので、ご注意ください。

### 1 マイナ保険証制度に伴う様式変更

マイナ保険証を基本とした制度に完全に移行したことにより、組合員資格取得届出書をはじめとした一部様式を変更しております。

また、今回の改訂より掲載した様式のリンクに改訂時期を明記するようにいたしました。

### 2 新規採用者（任期の定めのない職員、転入者含む）資格取得届等の事前提出について

次年度についても、新規採用職員（任期の定めのない職員、転入者含む）に限り、組合員資格取得届等の早期提出を受け付けることとします。

なお、事前提出に伴う注意事項は、以下のとおりです。

- ①日付については、受付印含めすべて資格取得日（4月1日採用→令和8年4月1日）としてください。
- ②4月1日以降、所属所長の異動等により事務手続が行えない場合は、所属所長名及び受付印を空欄で提出いただき、後日正式な書類と差替える対応でも可とします。
- ③被扶養者認定等申告書も併せて提出していただいてもかまいません。
- ④新規採用者（任期の定めのない職員、転入者含む）以外の組合員（臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員等）については、例年通り4月1日以降に添付書類を揃えて、共済組合へ提出してください。
- ⑤なお、次年度より、新規採用職員（任期の定めのない職員、転入者含む）の添付書類であった辞令の写しは、提出不要となります。

### 3 個人番号記入用紙の提出について

マイナンバーと加入者情報の連携のため、個人番号記入用紙の提出が必須となっております。提出されない場合は、マイナンバーと加入者情報の連携が行えない場合があり、提出されるまで、マイナンバーカードで医療機関に受診することができない恐れがありますので、資格取得届等提出時に、必ず個人番号記入用紙を提出してください。

なお、提出の際は、資格取得・認定する者のみの個人番号を記入し封入・封緘して提出してください。

また、種別変更や番号変更で、以前に当支部に個人番号記入用紙を届出した方についても、届出の省略はできませんので、必ず提出をお願いいたします。

### 4 組合員住所登録について

従来、組合員住所については、現住所で登録しておりましたが、新様式掲載以降には、住民票住所での登録となります。マイナンバーと加入者情報の連携を円滑に進めるための、変更になりますので、御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

## 5 年度末退職および年度末任期満了時の提出書類について

年度末退職者及び年度末任期満了者については、資格確認書を発行していない組合員も含まれることから、以下の書類を提出していただくようお願いいたします。

提出書類	様式番号	説明
組合員異動報告書	1-4	退職・任期満了・組合員種別変更をする場合は、必ず提出してください。 なお、以下の場合は提出不要です。 ・一般・短期組合員が <b>組合員種別を変更せず</b> 、4月以降も引き続き当共済組合の資格を継続するとき
短期組合員退職届出書	1-3	短期組合員の方が退職・任期満了の場合のみ提出してください。 なお、4月以降も引き続き、当共済組合の資格を継続する場合は提出不要です。
共済組合資格証明依頼書	5-2	退職日以降国民健康保険への加入、家族の医療保険制度の被扶養者認定時に必要な方は提出してください。
資格確認書等		交付済の資格確認書等を所持している場合は提出してください。
任意継続組合員申出書	7-1	組合員期間が退職日まで1年と1日以上ある方が退職日以降任意継続組合員として加入を希望する際に提出してください。

## 6 被扶養者の認定要件等について

令和8年4月1日より、被扶養者の認定要件等についていくつかの変更がございます。

### ① 配偶者の認定について

配偶者を対象とした扶養手当の支給が廃止されることに伴い、令和8年4月1日以降に配偶者を被扶養者として認定を希望する場合は、従前の普通認定ではなく全て特別認定として認定することになります。

特別認定の必要書類については、配付している「教職員福利厚生のおしり」に記載しておりますので、参考にしてください。

また、現在普通認定として認定されている配偶者の方については、令和8年5月下旬以降に特別認定に切り替え作業を行っていただきますので、御承知おきください。

### ② 給与収入のみの被扶養者の添付書類について

従来給与収入のみの被扶養者認定については、給与明細等で収入額の判定を行っていたところではありますが、令和8年4月1日以降は、労働条件通知書または雇用契約書上で確認できる収入額で収入額の判定を行うこととなりました。

ただし、労働条件通知書等が交付されていない場合や、通知書上で収入額が確認できない場合、また給与収入以外の他の収入（年金収入、事業収入等）がある場合については、従来通りの取扱いで判定を行います。

その他、御不明な点がございましたら、給付・年金第一担当（TEL:088-621-3176）まで御連絡ください。